

## 健康保険料率の変更について

当組合は平成 25 年度以降 10 年間にわたり健康保険料率 93%で事業運営を行ってまいりましたが、医療技術の高度化や高額薬剤の保険適用による保険給付費（医療費）の増加と団塊の世代が 75 歳以上になることによる高齢者医療制度への拠出金の急激な増加により非常に厳しい財政状況にあります。

今後も保険給付費と拠出金は確実に増加を続けますので、安定した組合運営を行うために健康保険料率の変更について第 173 回組合会でご審議いただいた結果、下記のとおり令和 5 年 3 月分保険料（任意継続被保険者は令和 5 年 4 月分保険料）から健康保険料率を 5%引き上げた 98%とすることが議決されました。

みなさまへのサービスの維持・向上を図るとともに、持続可能で健全な事業運営を行うため、健康保険料率の変更について事業主ならびに被保険者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 健康保険料率（調整保険料含む）

変 更 前	
事 業 主	<b>46.5/1000</b>
被 保 険 者	<b>46.5/1000</b>
合 計	<b>93.0/1000</b>



変 更 後	
事 業 主	<b>49.0/1000</b>
被 保 険 者	<b>49.0/1000</b>
合 計	<b>98.0/1000</b>

※介護保険料率に変更はありません。

#### 2. 変更時期

- ・令和 5 年 3 月分保険料（任意継続被保険者は令和 5 年 4 月分保険料）から

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 適用課 Tel.06-6941-5004  
神戸支部 Tel.078-221-6100  
京都支部 Tel.075-801-2905